平成２９年（フ）第９２号
大阪府茨木市橋の内２丁目４番３号
債務者　稲井美栄子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５号
大阪府枚方市牧野北町８番１―406号
債務者　阪本　一幸
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１９号
大阪市浪速区敷津東２丁目６番９―705号
債務者　コトブキ美顔センターこと　永田　正則
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６８号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番36―606号
債務者　徳田　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１９号
大阪市浪速区下寺１丁目１番29―603号
債務者　城井　　稔
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２５号
大阪府吹田市南金田２丁目14番26号（101）
債務者　徳部　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６号
大阪府富田林市富美ケ丘町１番８号
債務者　大西　正捷
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲104番地
債務者　安河内岩雄
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲104番地
債務者　安河内千歳
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９号
福岡市早良区原団地75番501号
債務者　宮本奈津美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４８号
福岡市早良区原団地75番501号
債務者　宮本　　宏
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５０号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目４番22号
債務者　白石　満男
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６５号
福岡市博多区吉塚１丁目28番６号
債務者　岩根　香葉（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６９号
福岡市西区泉１丁目20番18―101号
債務者　原田　香代（旧姓宗）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１３号
静岡県磐田市安久路２丁目８番地１　ベルティストン101、住民票上の住所静岡県磐田市大原1424番地５
債務者　丹野　京子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
静岡県浜松市中区中沢町45番32号コーポサンガ102
債務者　鈴木　佳代
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７１２号
大阪市住之江区南港北１丁目31番17―1309号、前住所大阪府四條畷市砂２丁目15番11号
債務者　八ツ繁祐哉
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部